

診療材料単価契約仕様書

- 1 物品名 診療材料
(品目については別紙、診療材料見積書のとおり)
- 2 納入場所 宇和島市立津島病院 中央材料室、各科外来、各病棟
- 3 契約期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 4 見積に当たっての留意事項
 - (1) 本件見積り合わせに参加を希望する事業者は、「診療材料見積書」(以下見積書)を当院ホームページからダウンロードする。
 - (2) 見積価格は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入し、見積提出期限までに電子データを宇和島市立津島病院事務局総務係宛てに電子メールで提出すること。tsushima-hp@city.uwajima.lg.jp また、見積書は印刷し、袋とじてから書面でも提出すること。
 - (3) 包装数は変更しないこと。
 - (4) 償還価格がある診療材料に関しては償還価格も記入すること。
 - (5) 最低1品目から見積提出可とする。
- 5 発注及び納品等について
 - (1) 年間購入予定数量は、購入数量を保証するものではない。しかし、予定数を参考に安全かつ安定した供給体制を確保すること。
 - (2) 納品は、発注から原則として1週間以内に行うこと。納期が遅れる場合は必ず当院の担当者に連絡し、納品予定日を報告すること。
 - (3) 物品を納品した際は、納品部署又は事務局で検収を受け納品書も提出すること。
 - (4) 発注は、当院から FAX または電話と文書により行う。
- 6 業者の決定等について
 - (1) 1品目ごとに見積単価が最低である業者を決定業者とする。
 - (2) 最低見積価格が複数の場合は、再見積により決定する。
- 7 代替品の提案受付、価格交渉等
 - (1) 契約者又はその他の者から代替品の提案があったときは、当院現場担当者等において協議した後、契約期間中であっても代替品に変更することがある。
 - (2) 特定医療保険材料については償還価格改定の都度、価格交渉を行う。
 - (3) その他の詳細については、品目ごとに協議し決定する。